

設 立 平成 25 年 10 月 9 日

事業の目的・運営の方針

重症心身障がい児・者とその家族の生活の質の向上を目指して、福祉制度や成年後見制度の利用を支援する活動をおこないます。

可能な限り安全で健康を保持できる環境において、必要な支援のもと生活を継続することができるよう、利用者と家族の選択を基本として、適切な医療・福祉サービスが利用できるよう支援します。

青森県重症心身障害児(者)を守る会との関係

このNPO法人は、青森県重症心身障害児(者)を守る会を母体として設立されました。

重い障がいをもつ方の家族と関係者が協力することで、支援を必要とする方との思いを共有した活動ができると考えます。

さらに、当事者が活動の主体者となって、この法人の事業の運営をおこなってまいります。

この法人は、青森県重症心身障害児(者)を守る会を母体として設立しました。

青森県内の重症心身障がい児・者とその家族を支援する活動を行います。

活動の主体者は、重い障がいをもつ人の家族やその関係者です。

ご協力をお願い

◇賛助会員

活動を応援してくださる個人又は団体
年会費は、個人：年 1,000 円、
団体：年 5,000 円

◇寄 付 者

法人の活動に賛同する方、どなたでも

NPO法人重症心身障がい者サポートあおもり

特定非営利活動法人

重症心身障がい者サポートあおもり

事務所 〒034-0081 青森県十和田市西十三番町 56-22
電話 080-1813-5018 (赤平)
FAX 0176-23-8603

重症心身障がい児・者とその家族を支援する活動をおこなっています。

事業の種類と内容

○福祉サービス等利用支援事業

電話や面接などの方法により次の業務を行います。

- ・各種福祉サービスの利用についての相談支援
- ・成年後見人となっている保護者等や成年後見制度の利用を考えている方への支援
- ・その他、各種相談支援機関等への紹介及び問合せ

○成年後見法人後見事業

家庭裁判所の選任にもとづき、法人として成年後見業務を行います。

- ①原則として、月1回以上の訪問面接を行い、心身の状態や生活の状況の把握に努めます。
- ②必要に応じ、事務局の監督のもと、成年被後見人の日常生活に寄り添った支援を行う支援員を配置します。
- ③後見業務の実施にあたり、成年被後見人の権利を守るとともに、業務の公正性と専門性を確保するため、「成年後見運営委員会」を設置します。

事業の進め方

○事業の利用料

相談支援事業にかかる利用料は原則として無料です。ただし、通常の事務の範囲を超える経費については、その実費相当額を利用者に請求できるものとします。

法人後見業務については、家庭裁判所で決定された成年後見人報酬額を受給できるものとします。

○秘密の保持

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、利用が終了した後も継続します。

○事業の実施における苦情について

この事業の利用に当たっては、利用者及びその親族等は、本法人に対して苦情を申立てることができます。本法人は、利用者等の苦情を受付けたときは、その解決に努めます。

青森県重症心身障害児(者)を守る会

守る会は重症心身障害児・者の親の会として、全国組織を始め各都道府県に設立され、青森県でも平成8年に設立されました。平成25年現在、会員数は正会員約180名、賛助会員約60名で、重い障害をもつ人々とも共生できる社会を目指して活動しています。